**アカデミア間研究成果有体物提供契約書**

学校法人立命館（以下、「甲」という）と●●（以下、「乙」という）は、甲が保有する研究成果有体物を乙に提供するにあたり、次のとおり合意する。

（研究成果有体物の内容）

第１条　本契約において提供される成果有体物（以下、「本研究成果有体物」という）は以下のとおりである。なお、提供に際して生ずる費用を除き、提供は無償とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 研究成果有体物の名称（提供数量） | 個 |
| 研究成果有体物の内容 |  |
| 関連特許出願 | 出願番号：特願  名称：  出願人：学校法人立命館 |
| 甲（提供機関）の研究担当者（氏名・所属･役職） | 氏名（所属・職位）  e-mail: [@fc.ritsumei.ac.jp](mailto:tkawasak@fc.ritsumei.ac.jp) |
| 乙（受領機関）の研究責任者（氏名・所属･役職） |  |
| 研究期間 |  |

（研究目的）

第２条　本契約において提供される本研究成果有体物は以下の研究目的で使用される。

[研究目的]（200～300文字程度でご記入ください）

（目的外使用禁止）

第３条　本研究成果有体物は、上記研究目的にのみ使用するものとし、営利目的およびヒトに対する治療、診断、飲食物等に直接使用してはならない。

（第三者への提供禁止）

第４条　本研究成果有体物は、第1条に記載する乙の研究責任者および当該研究責任者の直属の指導下にある者（当該研究責任者の研究室に所属する教職員、研究員、実験補助者、大学院生、および学生等）のみ使用するものとし、甲の承諾を得ることなく、本研究成果有体物を第三者（乙に所属する他の研究者や共同研究の相手先企業等を含む）に提供してはならない。

（秘密保持）

第５条　乙は、本研究成果有体物の提供に伴い、甲から秘密である旨を明示して開示された一切の技術情報を秘密として扱い、書面による甲の事前の承諾なくこれを第三者に開示若しくは漏洩してはならない。但し以下の情報は対象外とする。

1. 甲から開示を受ける際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
2. 甲から開示を受ける際、既に公知となっている情報
3. 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
4. 甲から開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
5. 甲から開示された情報によることなく独自に開発・取得したことを証明できる情報

（公表）

第６条　本研究成果有体物を使用した研究成果を学会または論文等により乙が公表する場合には、本研究成果有体物が甲および甲の研究担当者から提供された旨を明示し、下記文献を引用する。

２　 XXXXの場合は下記文献を引用する。

（研究成果の取扱）

第７条　本研究成果有体物を使用した研究において新たに生じた発明、考案、その他の知的財産について乙が特許出願等の申請を行った場合には、甲および甲の研究担当者に通知する。

（関連特許出願について）←不必要であれば削除

第８条　甲は、本契約締結について、第１条記載の共同出願に関して丙よりその持分に基づく同意を得ていることを保証する。

２　乙は、本契約で定める範囲に限り、本研究成果有体物を使用して第１条記載の特許出願を実施できるものとする。

（非保証）

第９条　本研究成果有体物は、研究過程において得られた実験的又は研究的性格を有するもので

あり、甲および甲の研究担当者は本研究成果有体物について如何なる保証も行わず、また第１条記載の特許出願についてのいかなる保証もおこなわない。また、本研究成果有体物の使用・保有または第１条記載の特許出願の実施により発生したいかなる結果（第三者の知的財産権の侵害も含む）についても甲は一切その責任を有せず、かつ如何なる損害賠償義務（直接・間接を問わない）を負わない。

（費用負担）

第１０条　本研究成果有体物の提供にあたり、甲からの請求に応じて、乙は研究成果有体物の準備および輸送にかかる費用を支払う。

（契約期間及び契約終了後の取扱い）

第１１条　本契約は、本契約締結日に効力を生じ、12ヶ月間有効とする。但し、乙が第2条に記載する研究を終了したとき、または乙の研究責任者が移籍したときは、本契約はその時を以って終了するものとする。

２　前項にかかわらず、第5条から第7条の規定は、本契約の終了の日から3年間、第8条の規定は本契約終了後も、その効力を有する。

３　乙は本契約が終了（終了理由の如何を問わない）した場合は、本研究成果有体物のすべてを廃棄または甲に返還する。

（法令順守）

第１２条　本研究成果有体物の取扱いに際しては、乙は適用を受ける法令・規則を遵守する。

（裁判管轄）

第１３条　本契約に関連する紛争に対しては、京都地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

（協議）

第１４条　本契約に定めのない事項および本契約の各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲および乙が記名押印のうえそれぞれ1通を保管する。

2021年●月●日

甲　　　　　住所　京都市中京区西ノ京東栂尾町8番地

　　　　　　　　　　　　 　　　　　　名称　学校法人立命館

　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　 理　事　長　　　　　　森島　朋三　 　　　　印

乙　 住所

　　　　　　名称

　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印